

石油備蓄法の改正と 中核充てん所の指定 概要

経済産業省資源エネルギー庁石油流通課
平成24年11月27日

石油備蓄法の改正 (LPガス関係部分)

1. 石油備蓄法の改正

- 国は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を経験し、災害時のエネルギー供給体制を一層強化するため、石油備蓄法を改正することとなった。
- これまでの石油備蓄法の海外からのLPガスの供給不足だけではなく、国内の災害による特定地域への供給不足時にも備蓄しているLPガスを放出できるように改正し、11月1日付け施行。
- そのほか、大震災時を想定して、一定規模以上の輸入・元売会社、大手販売事業者を特定石油ガス輸入業者等として指定し、それら事業者が一致協力して、地域毎に災害時のLPガスの供給連携の計画を作り、国に提出する。今後、大震災が発生した場合は、その計画に基づき対応を行っていくこととなる。

2. 特定石油ガス輸入業者等の指定

- 法律では、一定規模以上の輸入・元売会社、大手販売事業者を特定石油ガス輸入業者等として位置付け、各種の義務付けをしている。
- 特定石油ガス輸入業者等の指定基準は、輸入・元売事業者は基準備蓄量をおおむね5万トン以上(7社程度)、販売事業者は年間販売量おおむね5万トン以上(60社程度)、他に中核充てん所(東北39箇所、今後全国的に順次選定・約400程度の予定)対象事業者とした。

3. 災害時供給連携計画の届出

- ・ 特定石油ガス輸入業者等に指定された事業者は、地域毎(全国9地域)に相互に相談して、各社連名により災害時石油ガス供給連携計画を国に提出することとなるが、その内容は、以下のとおりである。
 - ①相互の連絡・情報共有の関係、②充てん所の共同利用の関係、③輸送に係る協力の関係、④地域の防災協定の参画状況、⑤訓練の関係など

4. 特定石油ガス輸入業者等の報告

- ・ 国は災害時などにおいて、特定の地域にLPガスの供給が不足する事態が生じた場合の際において、民間備蓄、国家備蓄の譲渡等を行う際は、輸入・元売事業者等に対して、LPガスの生産予定量、販売予定量、輸入予定量、その他必要な情報の報告徴収を行う。その報告に基づき、予定量の増加その他の措置を取るよう事業者を指導・勧告する。
- ・ さらにその当該地域の災害時石油ガス供給連携計画を提出した特定石油ガス輸入業者等(一定規模以上のLPガス販売業者及び輸入業者)に対して、その計画の実施をするよう指導・勧告する。
- ・ その結果、具体的には、LPガスの国家備蓄が、特定石油ガス輸入業者等(中核充てん所等)に放出された際に、地域の「災害時石油ガス供給連携計画」の内容に沿って、情報共有、輸送、代替充てん、代替配送などの連携が行われ、重要な需要家等を中心にLPガスが供給されることとなる。

5. 都道府県LPガス協会等の役割

- LPガス販売事業者等で組織している日本LPガス協会、全国LPガス協会と都道府県LPガス協会は、震災時等において、地域の被災状況等を国に報告する。

6. 国の情報提供

- 輸入不足、災害による供給不足の場合において、国は、国民が的確に対応できるよう生産、輸入、流通、在庫の状況について、必要な情報を国民に提供することとなっている。

LPガス中核充填所の指定要件の考え方

- 中核充てん所の指定の趣旨
 - 大規模災害発生時等に被災地域等に対して、LPガスを安定的に供給出来る体制を構築することを目的として、LPガス販売事業者等が所有する充填所等に対し、自家発電設備、LPガス充填設備、LPガス自動車、衛星通信設備等を導入し、災害対応能力を強化する取組に要する経費に対して、一部を補助するものである。
- 中核充てん所と石油備蓄法との関係
 - 本事業で「中核充てん所」として、指定された場合は、石油備蓄法上の特定石油ガス輸入事業者等として指定され、国家備蓄法の①「災害時石油ガス供給連携計画書」への参加義務、②訓練の実施、③災害時の被災状況等の報告義務が発生することとなる。
- ○補助金の支援先の概要
 - 宮城県の中核充てん所数を10カ所指定することを前提に需要量や充填所数を勘案してその他の都道府県における中核充てん所数とした。また、今後、7年間に全国約400カ所を指定する予定。
 - ◎ 平成23年度は東北6県において合計39カ所を指定
 - 宮城10、青森6、岩手8、秋田3、山形5、福島7箇所を指定
 - ◎ 平成24年度は、合計80カ所を指定の予定(数字は予定数)
 - 北海道14、茨城13、静岡14、愛知16、三重10、和歌山4、徳島4、高知5

中核充てん所の選定基準

- 災害時等において、その県内すべてのLPガス消費者への安定供給出来る地域分けをした地区において、次の①から⑤に掲げる基準を原則として、満たしている充填所とする。
- ① 石油ガスの年間輸入量が50万トン以上の石油ガス輸入業者、または石油ガスの年間販売量が5万トン以上の石油ガス販売業者が所有していること。
- ② タンク容量(30t以上)及びプラットホーム(200平米以上)の施設であること
- ③ 所在地が国道など幹線道路の近くであること。
- ④ 2つ以上の県に営業拠点があり、災害時に当該地域内で作成する共同計画に参画している他社からの要請に対し復旧・応援体制(他の営業所などからの増員など)が整えられること。
- ⑤ 中核充填所に指定された場合、最低5年間は当該充填所を運営すること
- ⑥ ①～⑤の基準を満たす充填所がない場合として、①の要件を満たす事業者と資本関係にあるか、①と配送・供給契約等を締結している事業者が所有し、運営している充填所であること。

中核充てん所の役割

●中核充填所に指定された施設を所有する事業者は、次の役割を果たすこととする。

- (ア) 地域の県市町村と県LPガス協会又は支部とで締結される防災協定への参加
- (イ) 災害時において中核充填所の共同利用又は地域内充てん所からの依頼に基づき充てん受入、代替配送、保安点検調査の支援(この場合の、LPガス供給量の配分、保安体制及び費用は、各地区での災害時石油ガス供給連携計画策定時に取り決める)
- (ウ) 災害時における国・地方公共団体・県LPガス協会への速やかな情報提供
- (エ) 災害時における流出容器回収の際の保管場所の提供(県の指定場所でも可。)
- (オ) 石油備蓄法による地域内の事業者が連携・策定する「災害時石油ガス供給連携計画」への参画
- (カ) 国の指導により、災害時石油ガス供給連携計画の発動、国から重要施設への配送指示については、優先的に対応すること。

★上記の役割のうち、(ア)～(エ)の遂行については、地方公共団体、事業者、県エルピーガス協会及び支部が連携して行うこと。

安定供給の確保(備蓄体制の整備)

○供給構造はぜい弱(輸入依存度(7割)、中東依存度(9割))。

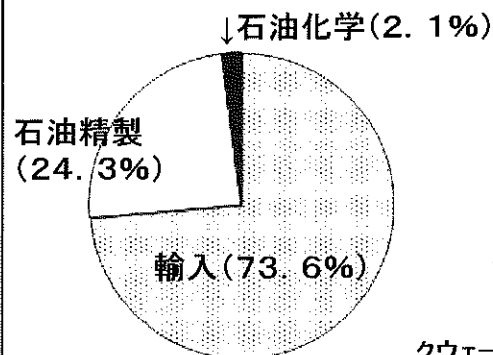
○民間輸入事業者に50日分の備蓄を義務付け。

※1970年代後半のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等

○150万トンの国家備蓄体制の整備を推進中。3基地が完成、2基地は現在建設中(24年度完成予定)。

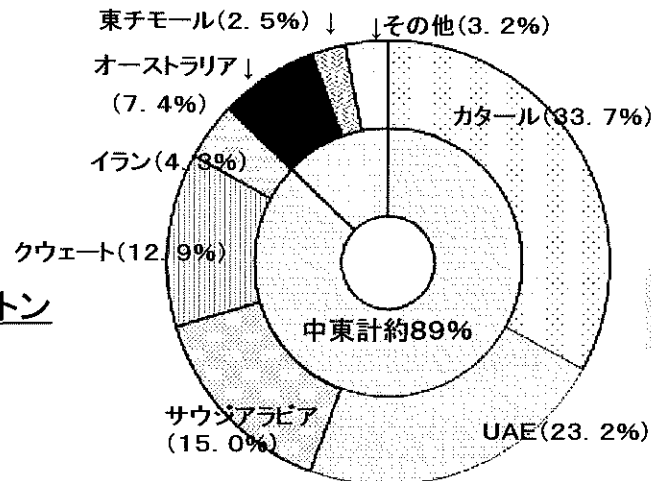
※1991年の湾岸戦争による輸入の一時中断等

供給の構成(平成22年度)



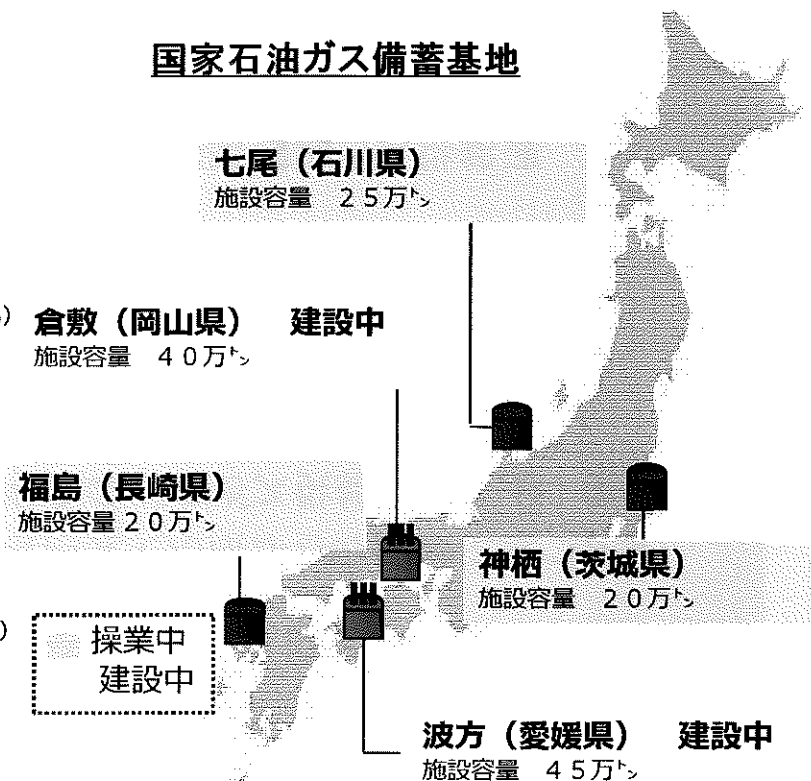
供給合計 約1,676万トン

輸入の構成(平成23年度)



輸入合計 約1,263万トン

国家石油ガス備蓄基地





(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○石油の備蓄の確保等に関する法律第
十四条第一項の規定に基づき、特定
石油ガス輸入業者等を指定する告示
(経済産業省二六〇)

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人労働安全衛生総合研究
所平成二十三年度財務諸表、独立行
政法人製品評価技術基盤機構計量法
第百四十三条第一項の規定に基づく
登録、型式部材等製造者の認証関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

五 四 三 二 一

告 示

○経済産業省告示第二百六十号
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条第一項の規定に基づき、
特定石油ガス輸入業者等を次のように指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十一月二十七日
経済産業大臣 枝野 幸男

地域	商号、名称又は氏名	住所及び主たる事務所の所在地
第一地域（北海道）	アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一 二号
	ENEOSグローブ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番 一号
	岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番 四号
	エア・ウォーター株式会社	北海道札幌市中央区北三条西一丁目 二番地
	グローブエナジー株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番 一号
	シナネン株式会社	東京都港区海岸一丁目四番二二番 二二番
	セントラル石油瓦斯株式会社	東京都中央区日本橋二丁目三番四号
	日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二番 二番地
	北海道エア・ウォーター株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二番 二番地
	株式会社ミツウロコ	東京都千代田区外神田四丁目一四番 一号
第二地域（青森県、 岩手県、宮城県、秋 田県、山形県、福島 県）	アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一 二番
	ENEOSグローブ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番 一号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二番 二番
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番一五番 四号
	岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番 四号
	カメイ株式会社	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一 番一八号
	グローブエナジー株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番 一号

株式会社ザ・トーカイ	静岡県静岡市葵区常盤町二丁目六番八号
シナネン株式会社	東京都港区海岸一丁目四番二二二号
セントラル石油瓦斯株式会社	東京都中央区日本橋二丁目三番四号
日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二二号
橋本産業株式会社	東京都台東区上野一丁目一五番五号
株式会社ミツウロコ	東京都千代田区外神田四丁目一四番一号
会津ガス株式会社	福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神三三五番地一
伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社	宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目一番三五号
株式会社エネサンス東北	宮城県大崎市古川穂波二丁目三番一四号
株式会社エフエス二十一	山形県山形市大字漆山字東八五四番地
遠藤商事株式会社	山形県山形市穗積八五番地
熊谷燃料住設株式会社	宮城県登米市迫町佐沼字北散田一二〇番一
泉金物産株式会社	岩手県盛岡市内丸一四番地四号
タプロス株式会社	秋田県秋田市寺内字後城三二三番地三
北良株式会社	岩手県北上市堤ヶ丘一丁目九番三二二号
株式会社丸片ガス	岩手県北上市村崎野二〇地割八〇番地
株式会社山二	秋田県秋田市中通二丁目五番二〇号
アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号
E.N.E.O.S グローブ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
コスモ石油ガス株式会社	東京都港区芝五丁目二九番一四号
株式会社ジャパンガスエナジー	東京都港区愛宕一丁目三番四号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二二号
東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番一五号
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号

伊藤忠エネクスホームライフ関東株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目八番一号
株式会社エネサンス関東	東京都港区浜松町一丁目二九番六号
岡谷酸素株式会社	長野県岡谷市幸町六番六号
ガステックサービス株式会社	愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番地
カメイ株式会社	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一審一八号
北日本物産株式会社	富山県富山市総曲輪三丁目一番七号
グローブエナジー株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
国際油化株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目七番一号
株式会社ザ・トーカイ	静岡県静岡市葵区常盤町二丁目六番八号
株式会社サイサン	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一一番地五号
三菱オブリガス東日本株式会社	東京都台東区東上野二丁目一番一三三号
サンリン株式会社	長野県東筑摩郡山形村字下本郷四〇八二一三
静岡ガスエネルギー株式会社	静岡県静岡市駿河区池田五〇番地の五
シナネン株式会社	東京都港区海岸一丁目四番二二二号
鈴与商事株式会社	静岡県静岡市清水区入舟町一一番一号
セントラル石油瓦斯株式会社	東京都中央区日本橋二丁目三番四号
大丸エナウイン株式会社	大阪府大阪市住之江区緑木一丁目四番三九号
田邊工業株式会社	東京都渋谷区東三丁目二四番一一号
東京ガスエネルギー株式会社	東京都中央区日本橋浜町一丁目一二番九号
東上ガス株式会社	埼玉県志木市本町三丁目一番一六号
株式会社トーエル	神奈川県横浜市港北区高田西一丁目五番二一五号
日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二二号
日本瓦斯株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号
橋本産業株式会社	東京都台東区上野一丁目一五番五号

第四地域(富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)		堀川産業株式会社	埼玉県草加市住吉二丁目一三番一〇号
株式会社マルエイ		岐阜県岐阜市入舟町四丁目八番地の	
株式会社ミツウロコ		東京都千代田区外神田四丁目一四番	
三ツ輪産業株式会社		東京都港区芝五丁目一番一三番	
ヤマサ総業株式会社		愛知県名古屋市中区熱田区桜田町二〇番	
レモンガス株式会社		一八号	
アストモスエネルギー株式会社		神奈川県平塚市高根一	
ENEOSグループ株式会社		東京都千代田区丸の内一丁目七番一	
コスモ石油ガス株式会社		二番	
株式会社ジャパンガスエナジー		東京都千代田区永田町二丁目一	
昭和シェル石油株式会社		一八号	
伊丹産業株式会社		東京都港区芝五丁目二九番一四号	
伊藤忠エネクスホームライフ中部株式会社		東京都港区愛宕一丁目三番四号	
岩谷産業株式会社		東京都港区台場二丁目三番二番	
ガステックサービス株式会社		兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号	
北日本物産株式会社		愛知県名古屋市中区錦一丁目五番一	
グローブエナジー株式会社		一八号	
サカキ産業株式会社		大阪府大阪市中央区本町三丁目六番	
シナネン株式会社		四号	
鈴与商事株式会社		愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番	
セントラル石油瓦斯株式会社		地	
大陽日酸エネルギー中部株式会社		富山県富山市総曲輪三丁目一番七号	
田邊工業株式会社		東京都千代田区永田町二丁目一	
東邦液化ガス株式会社		一八号	

第五地域 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	豊通エネルギー株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目九番八号
	日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二号
	橋本産業株式会社	東京都台東区上野一丁目一五番五号
	株式会社マルエイ	岐阜県岐阜市入舟町四丁目八番地の一
	株式会社ミツウロコ	東京都千代田区外神田四丁目一四番一八号
	ヤマサ総業株式会社	愛知県名古屋市中村区熱田区桜田町二〇番一八号
	アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
	岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号
	ENEOSグループ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番一八号
	コスモ石油ガス株式会社	東京都港区芝五丁目二九番一四号
第六地域 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番一五号
	伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号
	大阪ガスLPG株式会社	大阪府大阪市中央区備後町三丁目六番一四号
	北日本物産株式会社	富山県富山市総曲輪三丁目一番七号
	グローブエナジー株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一一番一八号
	シナネン株式会社	東京都港区海岸一丁目四番二二

第七地域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)		第八地域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	
ENEOS グローブ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一番一号	ENEOS グローブ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一番一号
株式会社ジャパンガスエナジー	東京都港区愛宕一丁目三番四号	株式会社ジャパンガスエナジー	東京都港区愛宕一丁目三番四号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
浅野産業株式会社	岡山県岡山市北区南中央町一二番六号	浅野産業株式会社	岡山県岡山市北区南中央町一二番六号
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号	伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号
ガステックサービス株式会社	愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番地	ガステックサービス株式会社	愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番地
山陰酸素工業株式会社	鳥取県米子市旗ヶ崎二二〇一番一	山陰酸素工業株式会社	鳥取県米子市旗ヶ崎二二〇一番一
橋本産業株式会社	東京都台東区上野一丁目一五番五号	橋本産業株式会社	東京都台東区上野一丁目一五番五号
広島ガスプロパン株式会社	広島県安芸郡海田町明神町二番一一八号	広島ガスプロパン株式会社	広島県安芸郡海田町明神町二番一一八号
アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号	アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
コスモ石油ガス株式会社	東京都港区芝五丁目二九番一四号	コスモ石油ガス株式会社	東京都港区芝五丁目二九番一四号
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号	伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号
岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号	岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号
四国ガス燃料株式会社	愛媛県今治市中寺樋掛二二六番地一	四国ガス燃料株式会社	愛媛県今治市中寺樋掛二二六番地一
日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二号	日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二号
アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号	アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号	岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号
ENEOS グローブ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一番一号	ENEOS グローブ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一番一号
コスモ石油ガス株式会社	東京都港区芝五丁目二九番一四号	コスモ石油ガス株式会社	東京都港区芝五丁目二九番一四号
株式会社ジャパンガスエナジー	東京都港区愛宕一丁目三番四号	株式会社ジャパンガスエナジー	東京都港区愛宕一丁目三番四号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
株式会社エコア	福岡県福岡市博多区冷泉町四番二〇号	株式会社エコア	福岡県福岡市博多区冷泉町四番二〇号
九州新日石ガス株式会社	福岡県北九州市戸畑区千防一丁目一三番二二号	九州新日石ガス株式会社	福岡県北九州市戸畑区千防一丁目一三番二二号
グローブエナジー株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一番一号	グローブエナジー株式会社	東京都千代田区永田町二丁目一番一号

第九地域 (沖縄県)	
西部ガスエネルギー株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町鶴与一丁目五番一号
三菱オブリガス九州株式会社	福岡県福岡市博多区冷泉町五番三二号
株式会社ツバメガスフロンティア	福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目一番一号
日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目一四番二二号
福岡酸素株式会社	福岡県久留米市東町三三番地の二
株式会社 Misumi	鹿児島県鹿児島市卸本町七番地二〇二号
アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号

様式第22の9 (第34条の3 関係)

石油ガス輸入基地等被災状況

会社名又は団体名	
事業所名	
提出者所属部署	
提出担当者名	
提出担当者電話番号	

提出日	月	日
-----	---	---

1. 輸入基地設備被災状況

①電源・動力※3	被災※1	復旧見込※2	備考
電源(自家発)			
電源(系統)			
動力(ポンプ等)			

②受入設備	被災※1	復旧見込※2	備考
海上受入			
ローリー受入			

③油種別タンク・出荷設備									
	タンク		ローリー出荷		ポンベ出荷		海上出荷		備考
	被災※1	復旧見込※2	被災※1	復旧見込※2	被災※1	復旧見込※2	被災※1	復旧見込※2	
プロパン									
ブタン									

2. 建屋等、人員等被災状況

建屋等・人員		備考:(被災した建屋等及び人員の被災状況や復旧見込、出荷への具体的影響を入力してください)
建屋等	設備名	
人員	担当	

※1:「被災」欄…0→被災なし通常稼働、1→一部被災(一部施設利用不可)、2→全壊等完全利用不可、
3→停電(物損無し)、4→安全点検中、5→火災(延焼中)、
6→不明(確認中)、7→保有しない設備・装置

※2:「復旧見込」欄…稼働再開見込日を入力してください。復旧の見込が立たないものは「99」を入力してください。
一部復旧や制限のある復旧の場合は備考欄にその旨を入力してください。

※3:1. の調査票は輸入基地の状況を把握するものである為、二次基地であっても電源及び動力は生産装置のものではなく、
輸入基地と同様出荷設備についてのものとなります。

注)石油ガス輸入業者が組織する団体が当該報告をするときは、石油ガス輸入業者すべての被災状況並びに復旧状況(1次
基地、本社等)をまとめた資料を添付すること。

様式第22の10（第34条の3関係）

石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場等被災状況

会社名	
充填所等名	
提出者所属部署	
提出担当者名	
提出担当者電話番号	

提出日	月	日
-----	---	---

1. 充填所設備被災状況

①電源・動力※3	被災※1	復旧見込※2	備考
電源(自家発電)			
電源(系統)			
充填機等			

②受入設備	被災※1	復旧見込※2	備考
ローリー受入			

③油種別タンク・出荷設備							
	タンク	ローリー出荷		ボンベ出荷		備考	
	被災※1	復旧見込※2	被災※1	復旧見込※2	被災※1	復旧見込※2	
プロパン							
ブタン							

2. 建屋等、人員被災状況

建屋等・人員		備考:(被災した建屋等及び人員の被災状況や復旧見込、出荷への具体的影響を入力してください)	
建屋等	設備名		
人員	担当		

※1:「被災」欄…0→被災なし通常稼働、1→一部被災(一部施設利用不可)、2→全壊等完全利用不可、
3→停電(物損無し)、4→安全点検中、5→火災(延焼中)、
6→不明(確認中)、7→保有しない設備・装置

※2:「復旧見込」欄…稼働再開見込日を入力してください。復旧の見込が立たないものは「99」を入力してください。
一部復旧や制限のある復旧の場合は備考欄にその旨を入力してください。

様式第22の11（第34条の3関係）

石油ガス供給設備等被災状況

会社名又は団体名	
都道府県名	
提出者所属部署	
提出担当者名	
提出担当者電話番号	

提出日	月	日
-----	---	---

○需要家設備被災状況

需要家種別	総需要家数	被災戸数※1	復旧見込※2	備考
公共施設等				
病院				
工場等（大口）				
業務用				
家庭用				

※1：「被災戸数」欄・・・0→被災なし、1→一部被災（一部設備使用不可）、2→全壊等完全使用不可、
3→停電（物損無し）、4→安全点検中、5→火災（延焼中）、6→不明（確認中）

※2：「復旧見込」欄・・・稼働再開見込日を入力してください。復旧の見込が立たないものは「99」を入力してください。
一部復旧や制限のある復旧の場合は備考欄にその旨を入力してください。

注）石油ガス販売事業者が組織する団体が当該報告をするときは、各都道府県毎に石油ガス販売事業者の被災状況並びに復旧状況（充填所、販売店舗）をまとめた資料を添付すること。

連携計画と各種添付資料の作成の考え方

平成 24 年 11 月 27 日
資源エネルギー庁
石油流通課・中野 勉

1. 今後の連携計画の作成に当たっての考え方

今回の連携計画書の内容、報告様式、実施訓練の内容について、経済産業省と全国ＬＰガス協会においてたたき台を作成し、それを改正備蓄法の指定業者に提示し、修正等のご意見を頂き計画案が作成する形を取りたいと考えております。

今後の連携計画の策定・実施訓練等の実施に当たっては、各地区（石油備蓄法上は、全国を９地域に区分した地域となっている）において相互に幹事事業者団の選定をするとともに、経済産業省、全国ＬＰガス協会、都道府県ＬＰガス協会と連携を取りつつ行っていただきます。

当省の希望としては、災害発生時には、地域毎の幹事事業者団が中心となって、毎年の計画書の提出作業の取りまとめ役、実施訓練の取りまとめ役、万一の場合の被災事業者の情報を被災状況、支援可能状況の情報の共有化・集約化、支援体制の整備をして頂きたいと考えておりますのでご検討のほど、よろしくお願い致します。

経済産業省からの要望としては、日頃、商売上は競合相手であろうかと思いますが、この改正備蓄法では各地域ごとに関係各社が連携をして、今後の災害時に向けた連携計画の策定、実施訓練等を実施するものであるため、是非ともＬＰガス販売事業者の使命として取り組んで頂ければと思います。

2. 連携計画及びその添付資料の作成の考え方

- ①今回が法改正の初年度なので特定石油ガス輸入事業者等の打ち合わせ等も無いままの訓練の実施計画の提出となる。このため、今後、地域内において、

まず相互に幹事会社団の候補者を選定してその幹事事業者や都道府県ＬＰガス協会において相互に連絡調整をして頂き、連携計画についての検討をお願いいたします。

②連携計画の他、情報共有に関する手順書、石油ガスの輸送の協力に関する手順書、実施訓練に関する詳細を作成していただきます。

③連携計画書内の添付資料については、原則として、情報交換報告書で情報を収集し、対応する体制を検討していただきます。

④各地区における実施訓練は、充てん所の共同利用や配送の連携が想定されるため、中核充填所を基本とし、まだ中核充填所が指定されていない地域は、現在、その地域にて総合的に中核並みの施設規模を要する充填所において最低１カ所で実施していただきます。

⑤実施訓練は、これまで実施されている一般的な防災訓練のように公園などの広いところでの一カ所での訓練と違い、充てん所の共同利用、配送訓練等が必要なため、原則として、その地域内で相互に選定された１県協会及び同じく相互に選定された１箇所の充てん所をその会場とするもの。
なお、広域支援体制を整備する観点から近隣県からの参加も想定していただきます。

⑥また、現状では出来る範囲内の記載ぶりとしたが、実施訓練を実施する場合は、本計画案を参考に地域内の関係者があいまって、しっかりとした内容にしてください。

⑦実施訓練の費用については、原則として、各社負担とするが、共通費については、関係者で別途協議して決めてください。

⑧実施訓練は、各社とも初めてのことなので、これまで実施している各種の防災訓練と並行・同時実施することも可能です。

以 上